

景観法

景観法は、日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するために、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月に制定されたものである。

基本理念としては、良好な地域の自然や歴史、文化、人々の生活が醸し出す良好な景観そのものが、その地域に生活する人々の資産であると捉え、適正な制限を設けることでこれをむやみに乱さないこと、あるいは乱している要因を取り除くための必要な施策を実施するものとしている。また、実施の際は住民、事業者及び地方公共団体の協働で行うこととされており、その地域で暮らす住民の意志が尊重されることを特徴としている。

具体的には、景観行政を実施する景観行政団体が主体となって景観計画の策定やその他の施策を総合的に講ずることにより、その地域の良好な景観を形成していくこととなる。

景観行政団体は、景観法第7条で定められているもので、政令指定都市と中核都市はそれぞれ当該市が、その他の区域は都道府県が指定される。

ただし、その他の市町村も都道府県との協議・同意により指定されることとなっている。平成21年5月1日現在、公示済及び公示予定のものを含め、全国で450の地方公共団体が位置づけられている。

景観法第8条で策定が義務付けられている景観計画は、「良好な景観の形成に関する基本的な計画」であり、①景観計画の区域（景観計画区域）、②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、③良好な景観の形成ための行為の制限、④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（指定対象がある場合）について定めるものとなっている。また、屋外広告物等に関する制限、景観重要公共施設の整備等に関する事項等についても必要により定められる。

景観計画区域の中では、景観計画に定めた制限（例えば、建築物や工作物の形態意匠の制限、建築物や工作物の高さの制限等）に従うことが義務付けられ、従わない場合には計画の変更や原状回復を命令することができる。

国総研 緑化生態研究室 飯塚 康雄

遡上適性値，合成遡上適性値

構造物直下に滞留するミゾレヌマエビの個体数は、その構造物の遡上難易度を反映すると考えられる。物理量と構造物直下の捕獲個体数との相関関係から構造物の遡上し易さを評価する場合、現場で得られるデータ数は限られることが多いため、遡上し易さと物理量の詳細な関係を把握することは難しい。また、遡上し易さと物理量の関係を限られたデータから数値化することになれば、その関係性の信頼性が低くなることは自明である。このため、生息場評価手法として知られるPHABSIM等では、個体数と物理量の関係について階級に分けてヒストグラム化することで生息場を評価する。本研究もこれに準じ、次の方法で遡上適性値を算出した。

現地調査で測定した構造物の物理環境特性の例として、構造物直下流の水深（cm）を考えてみる。横軸に水深、縦軸に捕獲個体数の逆数をとってヒストグラムを作成すると、水深とミゾレヌマエビによる構造物の遡上し易さの関係が視覚的に理解できる。すなわち、

縦軸の値が大きいほど、ミゾレヌマエビにとっては遡上に適した水深とみなされる。

このヒストグラムについて、

捕獲個体数の逆数の最大値を1として標準化したものが上図である。この図からは、調査対象とした各構造物の水深について、遡上適性値を算出することができる。

構造物の遡上し易さは、通常、特定の物理環境要因だけではなく複数の物理環境特性が複合的に影響して決定されると考えられる。そこで本研究では、現地調査で測定したすべての物理環境特性を対象に各構造物の遡上適性値を算出し、それらを掛け合わせた値のべき乗根を合成遡上適性値として定義し、各構造物の総合的な遡上し易さを評価する指標とした。

土研 河川生態チーム 中田 和義，傳田 正利

